

(別添 1)



令和4年度における輸入食品監視指導計画
に基づく監視指導結果

令和5年8月
厚生労働省医薬・生活衛生局

令和4年度における輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果

はじめに

令和4年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装又は乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約240万件、輸入重量で約3,192万トンでした。また、「令和4年度食料需給表」（農林水産省）によると、我が国の食料自給率は約4割（供給熱量総合食料自給率）であり、熱量ベースで約6割を国外に依存する状況となっています。

このような状況の中、我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て、令和4年3月28日に、令和4年度輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報にて公表した上で、当該監視指導計画に基づいて監視指導を行いました。

今般、監視指導計画に基づいて実施したモニタリング検査や検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況、輸入者に対する監視指導の実施状況及び輸出国との協議等について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品監視業務 ～輸入食品の安全を守るために～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/yunyu_kanshi/index.html



1. 令和4年度における輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

法第23条第1項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方とする。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（令和4年度における計画：100,021件）の実施
- 検査命令^{※2}
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けることを命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の輸入や販売を禁止する措置

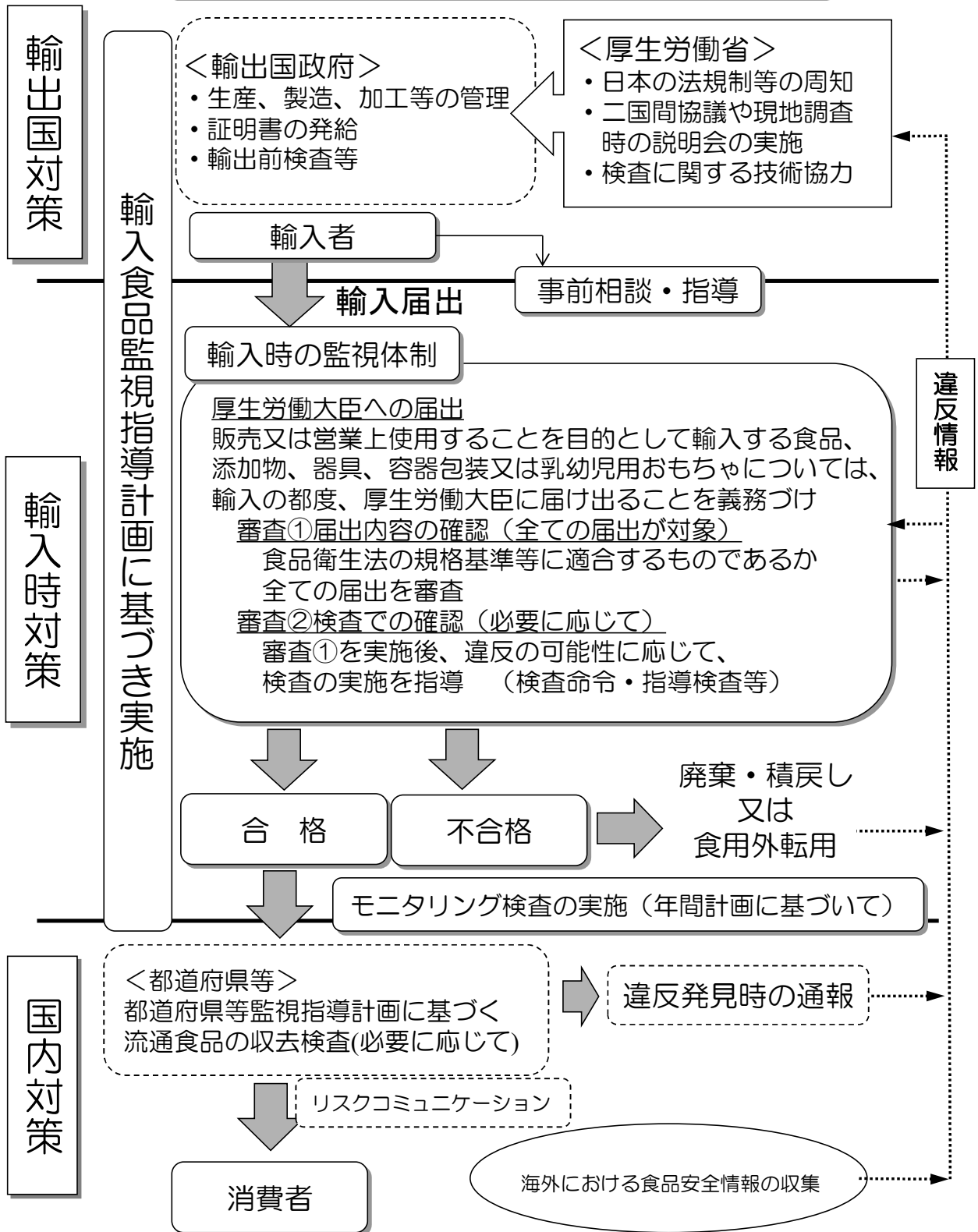
4 輸出国における衛生管理対策の推進

- 輸出国政府担当者及び生産者等に対する日本の食品衛生管理規制等の周知
- 二国間協議等を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産等の段階における衛生管理、監視体制の強化及び輸出前検査等の推進
- 対日輸出食品の衛生管理対策に関する計画的な情報収集等
- 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存等に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

輸入食品の監視体制等の概要



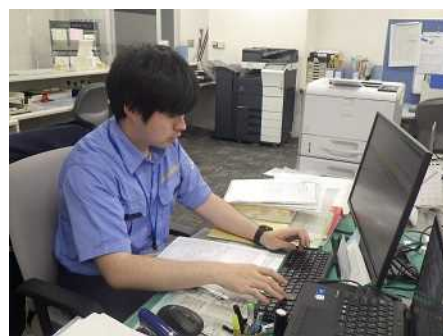
2. 令和4年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性を確保するため、食品安全基本法第4条に規定される、食品の安全性の確保のために必要な措置が輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならない、との基本的な考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所において、以下の措置を講じた。

(1) 法第27条の規定に基づく輸入届出の審査

法第27条の規定に基づく輸入届出により、法第13条第1項又は第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）を始めとする法への適合に係る審査を実施するとともに、必要な検査を実施した。

令和4年度の輸入届出は、件数で2,400,309件、重量で約3,192万トンであった。輸入届出のうち、202,671件に対して検査を実施し、このうち781件（延べ825件）に法違反が確認され、積み戻し



コンピュータシステムによる届出審査

や廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.03%に相当する（**表1**）。

(2) 法第28条第1項の規定に基づくモニタリング検査

モニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視するために実施する検査であり、重点的、効率的かつ効果的な検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績や違反率等を勘案し、検査件数及び検査項目を定めている。

令和4年度は51,148件（計画件数延べ100,021件に対し100,947件（実施率：約101%））を実施し、このうち156件（延べ158件）に法違反が確認され（**表2**）、回収、廃棄等の措置を講じた。



保税倉庫での検体採取

モニタリング検査で法違反が発見された食品等に対しては、輸出国における管理の状況を把握するため、必要に応じて同一輸出国かつ同一食品の検査率を30%に引き上げて検査を実施し、法違反の食品等が輸入される可能性が低い（検査の強化を開始した日から1年間を経過して又は60件以上の検査を実施して、同様の違反事例がない）場合には、通常の見守り体制とした（**表3**）。また、残留農薬及び残留動物用医薬品に係る法違反が複数回発見された同一輸出国の同一食品に対しては、法違反の可能性が高いと見込まれるとして輸入の都度検査を実施する検査命令の対象とし（**表4**）、健康被害が発生するおそれのあるアフラトキシン等が検出された食品に対しては直ちに検査命令の対象として検査強化を図った（**表5**）。

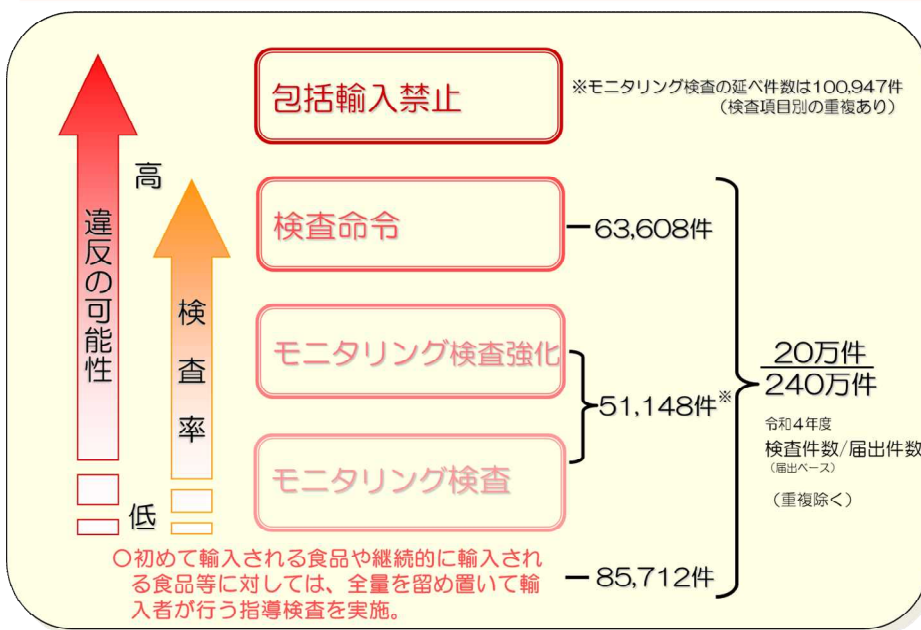
なお、平成20年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受けて開始した加工食品の残留農薬検査については、令和4年度において10,732件を実施した結果、違反事例は認められなかった。

(3) 法第 26 条第 3 項の規定に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等、検査の項目等を定め、法第 26 条第 3 項の規定に基づく検査命令を実施した。

令和 5 年 3 月 31 日時点で、全輸出国が対象の 15 品目及び 38 の国・地域が対象の 93 品目を検査命令の対象としており、令和 4 年度は、63,608 件(延べ 81,067 件)を実施し、このうち 258 件(延べ 258 件)に法違反が確認され(表 6)、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況

違反の条文別内訳は、法第 13 条違反(食品の成分規格(微生物、残留農薬、残留動物用医薬品)、添加物の使用基準等)が 444 件、法第 6 条違反(アフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等)が 256 件、法第 12 条違反(指定外添加物の使用)が 41 件、法第 18 条違反(器具又は容器包装の規格)が 41 件、法第 10 条違反(食肉の衛生証明書の不添付)が 2 件、法第 68 条違反(おもちゃ等への準用規定)が 2 件であった(表 7)。

また、検査分類別の内訳は、有害・有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反が 217 件(27.8%)(表 8-①)、微生物に係る規格違反が 176 件(22.5%)(表 8-②)、残留農薬に係る規格違反が 131 件(16.8%)(表 8-③)、指定外添加物の使用及び添加物の使用基準違反が 107 件(13.7%)(表 8-④)、腐敗、変敗(異臭やカビの発生等)に係る違反が 48 件(6.1%)(表 8-⑤)、器具及び容器包装に係る規格違反が 41 件(5.2%)(表 8-⑥)、残留動物用医薬品に係る規格違反が 28 件(3.6%)(表 8-⑦)、その他 36 件(4.6%)(表 8-⑧)であった。

① 有害・有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況(表 8-①)

国別延べ件数では、米国 86 件(39.3%)、中国 38 件(17.4%)、トルコ 12 件(5.5%)と続いており、違反内容は、米国ではとうもろこし及びアーモンド

のアフラトキシンの付着、中国では落花生等のアフラトキシンの付着、トルコでは乾燥いちじくのアフラトキシンの含有が多かった。

また、違反内容の多くは、アフラトキシシン 194 件 (88.6%) であり、次いでシアン化合物 14 件 (6.4%)、リステリア・モノサイトゲネスが 3 件 (1.4%) であった。

② 微生物に係る規格違反状況 (表 8-②)

国別延べ件数では、中国 52 件 (27.8%)、ベトナム 34 件 (18.2%)、インドネシア 22 件 (11.8%) と続いている。

また、違反内容の多くは、冷凍食品の微生物に係る規格 (細菌数、大腸菌群、E. coli) 102 件 (54.5%) であった。

③ 残留農薬に係る規格違反状況 (表 8-③)

国別延べ件数では、中国 53 件 (37.6%)、ベトナム 22 件 (15.6%)、タイ 11 件 (7.8%) と続いております、違反内容は、中国では、そばのハロキシホップ、ベトナムではバナナのジノテフラン及びルフェヌロン、ライムの葉のプロピコナゾール並びにレイシ(ライチ)のトリシクラゾール、タイではシャロット(アカワケギ)のハロキシホップが最も多かったです。

また、品目別では、そばが 18 件 (12.8%)、バナナ及びブロッコリーがそれぞれ 10 件 (7.1%)、たまねぎ及びカカオ豆がそれぞれ 9 件 (6.4%) と続いている。

④ 指定外添加物の使用及び添加物の使用基準に係る違反状況 (表 8-④)

国別延べ件数では、中国 22 件 (19.8%)、ベトナム 11 件 (9.9%)、台湾 9 件 (8.1%) と続いております、違反内容は、中国では指定外添加物であるサイクラミン酸の使用、ベトナムではソルビン酸の対象外使用、台湾ではアセスルファミカリウムの過量使用が多かったです。

また、指定外添加物に係る違反の内容は、サイクラミン酸 11 件 (26.8%)、アズルビン 8 件 (19.5%)、TBHQ 5 件 (12.2%) と続いております、添加物の使用基準違反の内容は、二酸化硫黄 29 件 (41.4%)、ソルビン酸 14 件 (20.0%)、ソルビン酸カリウム 9 件 (12.9%) と続いている。

⑤ 腐敗、変敗 (異臭やカビの発生等) に係る違反状況 (表 8-⑤)

国別延べ件数では、タイ 19 件 (39.6%)、米国 17 件 (35.4%)、カナダ 6 件 (12.5%) と続いております、違反内容は、タイでは全て米であり、米国では小麦及び米が多く、カナダでは小麦が多かったです。

また、品目別では、米 30 件 (62.5%)、小麦 12 件 (25.0%)、菜種 2 件 (4.2%) と続いている。

⑥ 器具及び容器包装に係る規格違反状況 (表 8-⑥)

国別延べ件数では、中国 26 件 (56.5%)、インドネシア 7 件 (15.2%)、マレーシア 5 件 (10.9%) と続いております、材質別の違反内容は、中国では合成樹脂が最も多く、インドネシアでは全てハウロウ引きであり、マレーシアでは全てゴムであった。

⑦ 残留動物用医薬品に係る規格違反状況 (表 8-⑦)

国別延べ件数では、ベトナム 22 件 (61.1%)、インド 11 件 (30.6%) と続いております、違反内容は、ベトナムではカエルのエンロフロキサシン及びフラゾリドンが最も多く、インドでは全てえびのフラゾリドンであった。

⑧ その他 (表 8-⑧)

その他の違反内容の主なものは、食品添加物の成分規格 12 件、乾燥食肉製

品の成分規格 6 件、ミネラルウォーターの成分規格 3 件、安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換え食品の検出 3 件などであった。

(5) 法第 9 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定に基づく包括的輸入禁止措置

法違反が相当程度あり、危害発生の防止のために必要であると認められる場合には、厚生労働大臣は、特定の国等の特定の食品等について、検査を要せずに輸入、販売を禁止することができることとなっている（包括的輸入禁止措置）。

令和 4 年度において、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添)に基づき、検査命令等による直近 60 件の違反率が 5 %を超えた輸入食品等について、輸出国等に対する改善の要請、輸出国における衛生管理状況の調査等を実施した結果、当該措置の発動対象となる食品等はなかった。

(6) 海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

厚生労働省、国立医薬品食品衛生研究所、内閣府食品安全委員会等において収集している海外での食中毒の発生情報や違反食品の回収等に関する情報に基づき、令和 4 年度においては、フランス産ナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネス汚染、ベルギー産チョコレートの原料アーモンドにおけるアフラトキシン汚染などについて、輸入実績が確認された場合に国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収を指示するとともに、該当製品の積み戻し等を行う措置を講じ、輸入時の監視体制を強化した（表 9）。

(7) 輸出国における衛生管理対策の推進

①二国間協議（表 10）

検査命令やモニタリング検査強化の対象となった食品について、輸出国政府に対して当該食品の違反情報を提供し、違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

また、タイ産おくら及びマンゴーの残留農薬については、現地における再発防止対策が確認できたことから、一部の輸出者に対する検査命令を免除した。

さらに、牛肉等に係る牛海綿状脳症（BSE）対策等に関し、以下のような対応を行った。

- ・フィンランド産牛肉について、食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、フィンランド政府と協議を行い、輸入を解禁した。
- ・カナダ産牛肉については、牛肉加工品の対日輸出認定予定施設において分別管理が徹底されていることを確認したことから、牛肉加工品の輸入を解禁した。
- ・牛肉等の対日輸出プログラムの遵守状況等について、現地調査等により確認した。

②技術協力

パラグアイでのごまの種子に係る残留農薬対策のため、継続的な専門家派遣のための支援を行った。

(8) 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導

検疫所では、監視指導計画に基づき、説明会や輸入前指導（輸入相談）の実施

を通じて、輸入食品等の自主的な衛生管理の推進を図ることとなっている。

令和4年度は、全国の検疫所、関係団体が開催する講習会及び研修会において、62回の説明を実施し、延べ4,928人の関係者の参加を得た。

また、22,579件の輸入前指導（輸入相談）を実施し、このうち法に適合しないことが判明した件数が340件（延べ459件）であった（**表11**）。

法に適合しなかった輸入前指導（輸入相談）件数の条文別内訳は、法第13条が215件、法第12条が140件、法第10条が6件、法第18条が2件、法第6条が1件であった（**表12**）。

国別の違反該当内容数では、中国61件（13.3%）、韓国42件（9.2%）、イタリア40件（8.7%）と続いている（**表13**）。

輸入前指導（輸入相談）において法に適合しないことが判明した際には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行った。また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

違反率について比較すると、輸入時は0.03%、輸入前指導（輸入相談）時は1.51%であり、輸入前指導（輸入相談）により、法違反に該当する食品等の輸入を効果的に防止することにつながっている。

(9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

法違反事例については、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第69条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称、輸入食品等の情報を厚生労働省ホームページにて公表した。また、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等については、判明次第公表した。

輸入時における検査での違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、輸入者に対し、迅速な回収等を行うよう指示した。

都道府県等による検査等において国内流通している輸入食品に法違反が発見された際は、必要に応じ輸入時における検査体制の強化を図った（**表14**）。

(10) 国民への情報提供

食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについては、令和5年1月から2月にかけて東京及び大阪にて、輸入食品等の監視指導の状況、監視指導計画の内容等を消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行った。

表1 届出・検査・違反状況(令和4年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (万トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 (%)
2,400,309	3,192	202,671 (63,608) ^{※4}	8.4	781 ^{※3} (258) ^{※4}	0.03 ^{※2} (0.41) ^{※4}
(前年度実績)					
2,455,182	3,163	204,240	8.3	809	0.03 ^{※2}

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 延べ件数(検査項目別の件数)は825件

※4 検査命令に係る数値

表2 モニタリング検査実施状況(令和4年度)

食品群	検査項目 ^{※1}	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	1,909	2,170	0
	残留農薬	1,909	1,939	0
	添加物	118	177	0
	病原微生物	657	699	0
	成分規格等	445	355	0
	放射線照射	29	32	0
	SRM除去	-	1,160	2
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	1,876	1,902	0
	残留農薬	1,817	2,090	1
	添加物	1,127	1,419	0
	病原微生物	4,123	4,095	2
	成分規格等	1,907	2,130	6
	カビ毒	-	16	0
	放射線照射	-	8	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,057	2,216	4
	残留農薬	1,518	1,960	0
	添加物	297	312	1
	病原微生物	1,194	1,798	0
	成分規格等	684	463	1
	遺伝子組換え食品	59	71	0
	放射線照射	64	54	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,275	4,076	4
	残留農薬	3,183	4,173	1
	添加物	1,504	2,299	1
	病原微生物	4,777	5,292	3
	成分規格等	4,237	4,402	36
	カビ毒	-	2	0
	放射線照射	-	22	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,410	3,108	0
	残留農薬	10,717	9,774	42
	添加物	863	917	0
	病原微生物	1,434	2,181	0
	成分規格等	295	301	0
	カビ毒	2,776	2,441	6
	遺伝子組換え食品	502	378	0
放射線照射	119	136	0	
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	598	808	0
	残留農薬	7,160	8,420	11
	添加物	3,593	5,017	0
	病原微生物	2,689	2,384	0
	成分規格等	2,888	3,670	12
	カビ毒	3,493	3,498	6
	遺伝子組換え食品	302	426	0
放射線照射	458	440	2	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	1,074	1,389	0
	添加物	3,404	3,846	2
	病原微生物	-	3	0
	成分規格等	1,196	766	4
	カビ毒	1,135	1,325	0
	遺伝子組換え食品	-	27	0
	放射線照射	-	8	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	178	276	0
	添加物	1,075	1,381	0
	成分規格等	956	799	1
	カビ毒	178	173	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,762	1,723	10
総計(延数)		100,021 ^{※2}	100,947 ^{※3} 実施率約101%	158 ^{※3}

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ブドウ球菌等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。))、貝毒(下痢性・麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバレンール、パソリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 検査強化分の計画10,000件を加算した件数

※3 検査項目別の延べ件数。届出別の実施件数は51,148件、違反件数は156件

表3 モニタリング検査強化品目※¹(令和4年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目	
中国	あさり	プロメトリン	
	えだまめ	ジフェノコナゾール	
	花椒	アフラトキシン	
	さといも	バクロブトラゾール	
	しいたけ	プロシミドン	
	スッポン	ドキシサイクリン	
	菜の花	クロルピリホス	
	にんじん		フルオピコリド
			メピコートクロリド
	にんにくの茎	チアメトキサム	
	ばれいしょ	ハロキシホップ	
	ブロッコリー	ハロキシホップ	
	マッシュルーム	ジエトフェンカルブ	
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)		クロルピリホス
			ジニコナゾール
			プロピコナゾール
	もろこし(こりゃん等)	アフラトキシン	
緑豆	シプロコナゾール		
わさび	テブコナゾール		
ベトナム	青とうがらし	プロピコナゾール	
	あわ	臭素	
	オオバコエンドロ		クロルピリホス
			シペルメトリン
			プロフェノホス
			ヘキサコナゾール
	きび	アフラトキシン	
	シソクサ	ジフルベンズロン	
	トゲウナギ	エンロフロキサシン	
	生食用えび	腸炎ビブリオ最確数※ ²	
	パナナ		ジノテフラン
			シペルメトリン
			ジメトモルフ
ベルメトリン			
メタラキシル及びメフェノキサム			
ルフェヌロン			
ピタヤ(ドラゴンフルーツ)	メタラキシル及びメフェノキサム		
ライムの葉	プロフェノホス		
タイ	赤とうがらし	トリアゾホス	
	オオバコエンドロ		クロルピリホス
			ピリダベン
	きだちとうがらし		トリアゾホス
			プロピコナゾール
	コブミカンの葉	ピリミホスメチル	
	ニオイタコノキ		ピリダベン
			ヘキサコナゾール
	ハイゴショウ	プロフェノホス	
	パナナ	イミダクロプリド	
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)		ジニコナゾール
			フルシラゾール
			ヘキサコナゾール
メボウキ	トリアゾホス		
ライギョ	エンロフロキサシン		

対象国・地域	対象品目	検査項目
インド	アーモンド加工品	アフラトキシン
	赤とうがらし	エチオン
		プロピコナゾール
		メタミドホス
		ブロフェノホス
	小麦	アフラトキシン
	とうがらし	トリアゾホス
	フェネルの種子	トリアゾホス
ブロッコリー	プロピコナゾール	
メボウキの種子(バジルシード)	アフラトキシン	
韓国	赤とうがらし	ヘキサコナゾール
	エゴマ	インドキサカルブ
	ししとう	テトラコナゾール
	生食用アカガイ	腸炎ビブリオ最確数 ^{※2}
	まくわうり	プロシミドン
	わけぎ	エトフェンプロックス
ヘキサコナゾール		
バングラデシュ	青とうがらし	メタミドホス
	赤とうがらし	メタミドホス
	うるち米	クロルピリホス
米国	セロリ	アセフェート
	りんごジュース及び原料りんご果汁	パツリン
	レモン	フェナザキン
オランダ	いちご	ピリメート
	セルリアック	クロルプロファム
ケニア	コーヒー豆	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸
		クロルピリホス
ニュージーランド	いちご	カルバリル
	はちみつ	グリホサート
ペルー	キノア	フィプロニル
	バナナ	シペルメトリン
イタリア	うるち米	デルタメトリン及びトラロメトリン
英国	はちみつ	グリホサート
エクアドル	カカオ豆	マラチオン
エチオピア	緑豆	シプロコナゾール
オーストラリア	ボラの卵	ディルドリン
ガーナ	カカオ豆	シペルメトリン
コートジボワール	カカオ豆	アフラトキシン
コスタリカ	バナナ	ピリプロキシフェン
スペイン	うるち米	デルタメトリン及びトラロメトリン
スリランカ	赤とうがらし	トリアゾホス
台湾	さといも	バクロブトラゾール
チリ	りんごジュース及び原料りんご果汁	パツリン
トルコ	ひよこ豆	アフラトキシン
ネパール	とうもろこし	アフラトキシン
パキスタン	ごまの種子	クロルピリホス
パラグアイ	チアシード	アフラトキシン
フィリピン	おくら	ブロフェノホス
ブラジル	ブラジルナッツ加工品	アフラトキシン
ブルキナファソ	ごまの種子	アフラトキシン
ベネズエラ	カカオ豆	シペルメトリン
マレーシア	ゆり科野菜(ネギ属の野菜で、にんにくとにらを除く) 掛け合わせたものに限る。	クロルピリホス
メキシコ	マンゴー	ペルメトリン

※1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く

※2 夏期の検査強化として全届出件数の30%を対象に検査を実施(令和4年6月~10月)

表4 モニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目(令和4年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
ベトナム	カエル	エンロフロキサシン
		フラゾリドン
	きだちとうがらし	トリシクラゾール
	養殖えび	ドキシサイクリン
	ライムの葉	パクロボトラゾール
プロピコナゾール		
中国	そば	ハロキシホップ
	にんじん	トリアジメノール
インド	カシューナッツ	クロルピリホス
タイ	アカワケギ(アカシャロット)	ハロキシホップ

表5 直ちに検査命令へ移行した品目(令和4年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	赤とうがらし、花椒又は落花生を含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	赤とうがらし又は落花生を含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	くるみ又はひまわりの種子を含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	くわい	パクロボトラゾール
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
イタリア	アーモンド、乾燥いちじく又はくるみを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	アーモンド、ピスタチオナッツ又はヘーゼルナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	とうもろこし	アフラトキシン
	ピスタチオナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
インド	ナツメグを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	ピスタチオナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
スペイン	乾燥いちじくを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス
トルコ	乾燥いちじくを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	ヘーゼルナッツ	アフラトキシン
フランス	アーモンド又はごまの種子を含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	ナチュラルチーズ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌O145
ベトナム	ごまの種子又は落花生を含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
インドネシア	生食用切り身まぐろ(製造者限定)	サルモネラ属菌
英国	ピスタチオナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
クロアチア	アーモンド又は乾燥いちじくを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
パキスタン	ごまの種子	アフラトキシン
ハンガリー	ピスタチオナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
バングラデシュ	赤とうがらし、ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
ブラジル	いんげん豆	アフラトキシン
ブルガリア	アーモンド、きび、ピスタチオナッツ又はひまわりの種子を含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
ラトビア	ピスタチオナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
リトアニア	ピスタチオナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(令和4年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数	
全輸出国 (15品目)	アーモンド、チリペッパー、乾燥いちじく、ナッツ類、落花生	総アフラトキシン	11,476	112	
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	327	8	
	すじこ	亜硝酸根	106	0	
中国 (22品目)	あさり、赤とうがらし、そば、たまねぎ、にんじん、にんにくの茎、ばれいしょ、ブロッコリー、ほうれんそう	エンドリン、クロルピリホス、ジメトモルフ、チアマトキサム、トリアジメノール、ハロキシホップ、プロシミドン、プロピコナゾール、プロメトリン	37,240	32	
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	6,984	0	
	スッポン、養殖鰻	エンロフロキサシン、オキシロニック酸、スルファジミジン	366	1	
	そば、ひまわりの種子	総アフラトキシン	668	6	
	加工食品	サイクラミン酸	208	0	
ベトナム (18品目)	えび、カエル、かわはぎ	エンロフロキサシン、クロラムフェニコール、ドキシサイクリン、フラゾリドン	9,981	5	
	赤とうがらし、きだちとうがらし、ドリアン、にんじん、バナナ、レイシ	トリシクラゾール、プロシミドン、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール、ベルメトリン	325	8	
	加工食品	サイクラミン酸	47	0	
	きび	総アフラトキシン	1	0	
韓国 (13品目)	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	3,349	0	
	青とうがらし、赤とうがらし、エゴマ	インドキサカルブ、テブフェンピラド、パクロブトラゾール、フルキンコナゾール、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール	596	3	
イタリア (10品目)	とうもろこし、ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	478	6	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	20	0	
インド (10品目)	養殖えび	フラゾリドン	1,543	11	
	ケツメイシ、トウジンビエ、とうもろこし、ピスタチオナッツ、メボウキの種子(バジルシード)、脱脂大豆	総アフラトキシン	532	0	
	カシューナッツ	クロルピリホス	177	1	
タイ (10品目)	アカワケギ、オオバコエンドロ、おくら、グリーンアスパラガス、ドリアン、バナナ、マンゴー、マンゴスチン	EPN、イマザリル、クロルピリホス、シベルメトリン、ハロキシホップ、プロシミドン、プロピコナゾール	781	3	
米国 (8品目)	乾燥なつめやし、とうもろこし、ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	2,918	43	
台湾 (5品目)	ウーロン茶	カルバリル	829	4	
	加工食品	サイクラミン酸	42	0	
フィリピン (5品目)	バナナ、マンゴー	クロルピリホス、フィプロニル、フェントエート	383	0	
	生食用切り身まぐろ	サルモネラ属菌	281	0	
その他(29の国・地域、総43品目)			1,409	15	
総計			(延数) ^{※1} (実数) ^{※2}	81,067 63,608	258 258

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

表7 条文別違反状況(令和4年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 ^{※3}	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	258 (延数) 256 (実数)	31.3%	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、ブランデーからのメタノールの検出、ナチュラルチーズからの腸管出血性大腸菌O145の検出、二枚貝からの麻痺性貝毒の検出、生食用切り身まぐろからのサルモネラ属菌等の検出、米、小麦、菜種、とうもろこし等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)
第10条 (病肉等の販売等の禁止)	2 (延数) 2 (実数)	0.2%	衛生証明書の不添付
第12条 (添加物等の販売等の制限)	41 (延数) 41 (実数)	5.0%	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、グリチルリチン酸三ナトリウム、サイクラミン酸、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムニ水和物、ニコチンアミドホスホリボシルトランスフェラーゼ、パテントブルーV、ペンタン、ホウ砂、ホウ酸、マグネシウムビスグリシネート(グリシン酸マグネシウム)、ミリスチン酸カリウム、一酸化炭素、酸化亜鉛、硫酸アルミニウム)の使用
第13条 (食品又は添加物の基準及び規格)	476 (延数) 444 (実数)	57.7%	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過、E.coli陽性等)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(安息香酸、ソルビン酸、ポリソルベート等)、添加物の成分規格違反、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	46 (延数) 41 (実数)	5.6%	材質別規格等の違反
第68条 (おもちゃ等への準用規定)	2 (延数) 2 (実数)	0.2%	おもちゃの規格違反
合計	(延数) ^{※1} (実数) ^{※2}	825 781	

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数(第6条違反及び第13条違反が2件、第12条違反及び第13条違反が3件)

※3 延数での構成比

表8-① 有毒・有害物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況(令和4年度)

国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
米国	とうもろこし	総アフラトキシン	38	86
	アーモンド	総アフラトキシン	26	
	落花生	総アフラトキシン	11	
	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	9	
	乾燥なつめやし	総アフラトキシン	1	
	清涼飲料水	パツリン(植物性自然毒)	1	
中国	落花生	総アフラトキシン	29	38
	そば	総アフラトキシン	4	
	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	3	
	菓子類	総アフラトキシン	2	
トルコ	乾燥いちじく	総アフラトキシン	8	12
	ヘーゼルナッツ	総アフラトキシン	3	
	チョコレート	総アフラトキシン	1	
イタリア	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	5	10
	チョコレート	総アフラトキシン	2	
	種実類の調整品	総アフラトキシン	1	
	とうもろこし粉	総アフラトキシン	1	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	1	
インド	亜麻の種子	シアン化合物(植物性自然毒)	3	10
	アイスクリーム	総アフラトキシン	1	
	菓子類	総アフラトキシン	1	
	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1	
	ナツメグ(香辛料)	総アフラトキシン	1	
	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	1	
	ミックススパイス	総アフラトキシン	1	
	落花生	総アフラトキシン	1	
インドネシア	ナツメグ(香辛料)	総アフラトキシン	7	10
	生食用切り身まぐろ	サルモネラ属菌	1	
	ゆでがに	腸炎ビブリオ菌	1	
	冷凍食品(野菜)	シアン化合物(植物性自然毒)	1	
ベトナム	キャッサバ	シアン化合物(植物性自然毒)	3	7
	落花生	総アフラトキシン	2	
	生食用冷凍鮮魚介類	腸炎ビブリオ最確数(MPN)	1	
	ミックスナッツ	総アフラトキシン	1	
スペイン	非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス	2	6
	アーモンド	総アフラトキシン	2	
	乾燥いちじく	総アフラトキシン	1	
	チョコレート	総アフラトキシン	1	
ブラジル	落花生	総アフラトキシン	3	5
	いんげん豆	総アフラトキシン	1	
	ブラジルナッツ	総アフラトキシン	1	
パキスタン	ゴマの種子	総アフラトキシン	4	4

国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
フランス	蒸留酒	メタノール	1	4
	乾燥いちじく	総アフラトキシン	1	
	チョコレート	総アフラトキシン	1	
	ナチュラルチーズ	腸管出血性大腸菌 O145	1	
カナダ	落花生	総アフラトキシン	2	3
	亜麻の種子	シアン化合物(植物性自然毒)	1	
韓国	あかがい	麻ひ性貝毒(動物性自然毒)	1	3
	菓子類	シアン化合物(植物性自然毒)	1	
	生食用冷凍鮮魚介類	腸炎ビブリオ最確数(MPN)	1	
ミャンマー	バター豆	シアン化合物(植物性自然毒)	2	2
バングラデシュ	菓子類	総アフラトキシン	2	2
イラン	乾燥いちじく	総アフラトキシン	2	2
スリランカ	キャッサバ	シアン化合物(植物性自然毒)	1	2
	ナツメグ(香辛料)	総アフラトキシン	1	
タイ	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1	2
	ミックススパイス	総アフラトキシン	1	
フィリピン	キャッサバ	シアン化合物(植物性自然毒)	1	1
ドイツ	香の種子	シアン化合物(植物性自然毒)	1	1
オーストラリア	アーモンド	総アフラトキシン	1	1
ラトビア	チョコレート	総アフラトキシン	1	1
リトアニア	チョコレート	総アフラトキシン	1	1
ネパール	ナツメグ(香辛料)	総アフラトキシン	1	1
ハンガリー	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	1	1
クロアチア	菓子類	総アフラトキシン	1	1
ブルガリア	菓子類	総アフラトキシン	1	1
英国	菓子類	総アフラトキシン	1	1
南アフリカ	落花生	総アフラトキシン	1	1
総計			(延数) ^{※1} (実数) ^{※2}	219 217

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-② 微生物に係る規格違反状況(令和4年度)

国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
中国	冷凍食品(野菜)	E. coli	8	52
		細菌数	2	
		大腸菌群	2	
	冷凍食品(魚類)	細菌数	6	
		大腸菌群	3	
		E. coli	1	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	6	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	5	
		細菌数	1	
	冷凍食品(その他の食品)	E. coli	2	
		大腸菌群	2	
	冷凍食品(貝類)	細菌数	3	
	冷凍食品(畜産物)	大腸菌群	2	
	加熱食肉製品	E. coli	1	
		大腸菌群	1	
	冷凍食品(果実)	細菌数	1	
大腸菌群		1		
冷凍食品(水産動物類)	E. coli	1		
	細菌数	1		
包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	1		
冷凍食品(きのこ類)	細菌数	1		
冷凍食品(肉類)	E. coli	1		
ベトナム	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	6	34
		E. coli	1	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	6	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	4	
	清涼飲料水	大腸菌群	2	
	包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	2	
	粉末清涼飲料	細菌数	1	
		大腸菌群	1	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	2	
	冷凍食品(貝類)	E. coli	1	
		細菌数	1	
	冷凍食品(果実)	細菌数	1	
		大腸菌群	1	
冷凍食品(穀類)	細菌数	1		
	大腸菌群	1		
冷凍食品(野菜)	大腸菌群	2		
加熱食肉製品	E. coli	1		
インドネシア	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	10	22
	冷凍食品(水産動物類)	E. coli	4	
		大腸菌群	1	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	2	
		細菌数	1	
	包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	2	
冷凍食品(果実)	E. coli	1		
	細菌数	1		

国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
韓国	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	5	21
		大腸菌群	1	
	包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	4	
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群	3	
		細菌数	1	
	粉末清涼飲料	細菌数	3	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	2	
アイスマルク	大腸菌群	1		
生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1		
タイ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	2	8
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	2	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	1	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	1	
	冷凍食品(肉類)	細菌数	1	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	1	
台湾	冷凍食品(その他の食品)	E. coli	2	6
	生食用冷凍鮮魚介類	細菌数	1	
	冷凍食品(魚類)	細菌数	1	
	冷凍食品(その他の農産加工品)	E. coli	1	
	冷凍食品(野菜)	細菌数	1	
イタリア	冷凍食品(穀類)	細菌数	2	4
	バター	大腸菌群	1	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	1	
スペイン	粉末清涼飲料	細菌数	1	4
		大腸菌群	1	
	乾燥食肉製品	E. coli	1	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	1	
チリ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	4	4
フィリピン	生食用冷凍鮮魚介類	細菌数	2	4
	冷凍食品(魚類)	細菌数	1	
	ゆでだこ	大腸菌群	1	
米国	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	3	4
		大腸菌群	1	
マレーシア	加熱食肉製品	E. coli	2	4
	包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	1	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	1	
バングラデシュ	冷凍食品(豆類)	E. coli	1	3
		細菌数	1	
		大腸菌群	1	

国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
アイスランド	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群	2	2
インド	冷凍食品(果実)	細菌数	1	2
	冷凍食品(野菜)	E. coli	1	
ブラジル	原料用果汁	大腸菌群	1	2
	粉末清涼飲料	細菌数	1	
ロシア	粉末清涼飲料	細菌数	2	2
エクアドル	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	1	1
カナダ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1	1
コロンビア	冷凍食品(果実)	大腸菌群	1	1
スイス	粉末清涼飲料	大腸菌群	1	1
トルコ	加熱食肉製品	E. coli	1	1
ニュージーランド	アイスクリーム	大腸菌群	1	1
パキスタン	包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	1	1
ベルギー	冷凍食品(その他の農産加工品)	大腸菌群	1	1
メキシコ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1	1
総計			(延数) ^{※1}	187
			(実数) ^{※2}	176

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-③ 残留農薬に係る規格違反状況(令和4年度)

国・地域	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		基準値あり	一律基準(0.01ppm)	
中国	そば		ハロキシホップ(18)	53
	たまねぎ	チアメトキサム(9)		
	ブロッコリー		プロシミドン(8)	
			ハロキシホップ	
	にんじん		ジメトモルフ(3)	
		トリアジメノール		
			フルオピコリド	
			メピコートクロリド	
	くわい		パクロブトラゾール(3)	
	緑豆		シプロコナゾール(2)	
	とうがらし(香辛料)		プロピコナゾール(2)	
	えだまめ		ジフェノコナゾール	
	さといも		パクロブトラゾール	
菜の花		クロルピリホス		
にんにくの茎		プロシミドン		
ベトナム	バナナ		ジノテフラン(3)	22
			ルフェヌロン(3)	
			メタラキシル及びメフェノキサム	
	ライムの葉		プロピコナゾール(3)	
			パクロブトラゾール(2)	
			プロフェノホス	
	きだちとうがらし		ヘキサコナゾール(2)	
			トリシクラゾール	
レイシ(ライチ)		トリシクラゾール(3)		
にんじん		ヘキサコナゾール(2)		
赤とうがらし		プロピコナゾール		
タイ	シャロット(アカワケギ)		ハロキシホップ(3)	11
	バナナ	イミダクロプリド(2)		
	ドリアン		プロシミドン(2)	
	ニオイタコノキ		ピリダベン	
			ヘキサコナゾール	
	メボウキ		トリアゾホス	
コブミカンの葉	ピリミホスメチル			
インド	カシューナッツ		クロルピリホス(3)	7
	とうがらし(香辛料)	エチオン		
			プロピコナゾール	
			メタミドホス	
ブロッコリー		プロピコナゾール		
メキシコ	マンゴー		ペルメトリン(6)	6

国・地域	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		基準値あり	一律基準(0.01ppm)	
韓国	青とうがらし		ヘキサコナゾール(2)	6
			テブフェンピラド	
	わけぎ		エトフェンブロックス	
			ヘキサコナゾール	
ししとう	テトラコナゾール			
エクアドル	カカオ豆		マラチオン(マラソン)(4)	5
			2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	
台湾	半発酵茶		カルバリル(NAC)(4)	5
	さといも		パクロブトラゾール	
バングラデシュ	とうがらし(香辛料)		メタミドホス(3)	4
	青とうがらし		メタミドホス	
インドネシア	コーヒー豆		イソプロカルブ(MIPC)(3)	3
コートジボワール	カカオ豆		2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2)	2
タンザニア	ゴマの種子	イミダクロプリド(2)		2
ベネズエラ	カカオ豆		2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2)	2
ミャンマー	緑豆	チアメキサム(2)		2
イラン	ピスタチオナッツ	イミダクロプリド		1
英国	はちみつ加工品	グリホサート		1
エチオピア	緑豆		シプロコナゾール	1
オーストラリア	ボラの卵	ディルドリン		1
オランダ	いちご		ブピリメート	1
ケニア	コーヒー豆	クロルピリホス		1
コスタリカ	バナナ		ピリプロキシフェン ^{※3}	1
スリランカ	ハッカ(ミント)(香辛料)		プロフェノホス	1
ノルウェー	鯨	ヘキサクロロベンゼン(HCB)		1
パキスタン	ゴマの種子	クロルピリホス		1
米国	レモン		フェナザキン ^{※3}	1
総計			(延数) ^{※1}	141
			(実数) ^{※2}	131

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

※3 違反後に基準値が設定されたもの

表8-④ 指定外添加物の使用及び食品添加物の使用基準に係る違反状況(令和4年度)

国・地域	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}	合計
中国	調味料	使用基準	ソルビン酸カリウム	5	22
		指定外添加物	サイクラミン酸	1	
	健康食品	指定外添加物	サイクラミン酸	3	
	包装詰加圧加熱殺菌食品	指定外添加物	サイクラミン酸	2	
		使用基準	エチレンジアミン四酢酸カルシウム 二Na	1	
	果実加工品	使用基準	二酸化硫黄	2	
	加熱食肉製品	使用基準	ソルビン酸カリウム	1	
			ポリソルベート	1	
	水煮野菜	使用基準	二酸化硫黄	2	
	漬け物(野菜)	指定外添加物	サイクラミン酸	1	
	ひまわりの種子	指定外添加物	サイクラミン酸	1	
	ペカンナッツ	指定外添加物	サイクラミン酸	1	
落花生	指定外添加物	TBHQ	1		
ベトナム	菓子類	指定外添加物	アゾルビン	1	11
			ミスチン酸カリウム	1	
		使用基準	ソルビン酸カリウム	1	
	調味料	指定外添加物	サイクラミン酸	1	
		使用基準	ソルビン酸	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
	スープ類	使用基準	ソルビン酸	2	
	即席めん	使用基準	BHT	1	
漬け物(野菜)	指定外添加物	硫酸アルミニウム	1		
ミックススパイス	指定外添加物	サイクラミン酸	1		
台湾	糖類	使用基準	アセスルファミカリウム	3	9
			プロピレングリコール	1	
	調味料	使用基準	安息香酸ナトリウム	1	
			ポリソルベート	1	
	包装詰加圧加熱殺菌食品	指定外添加物	グリチルリチン酸三ナトリウム	1	
使用基準		ポリソルベート	1		
デンプン	使用基準	ソルビン酸カリウム	1		
イタリア	リキュール類	指定外添加物	アゾルビン	3	7
		使用基準	ソルビン酸	1	
			二酸化硫黄	1	
チョコレート	指定外添加物	アゾルビン	2		
ブラジル	えび	使用基準	二酸化硫黄	2	6
	健康食品	指定外添加物	TBHQ	1	
	調味料	指定外添加物	TBHQ	1	
	粉末清涼飲料	指定外添加物	マグネシウムビスグリシネート(グリ シン酸マグネシウム)	1	
	水煮野菜	使用基準	二酸化硫黄	1	
米国	健康食品	指定外添加物	ペンタン	3	6
	加熱食肉製品	使用基準	亜硝酸根	1	
	漬け物(野菜)	使用基準	安息香酸	1	
	粉末清涼飲料	使用基準	硫酸亜鉛	1	

国・地域	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}	合計
韓国	菓子類	使用基準	二酸化硫黄	3	5
	包装詰加圧加熱殺菌食品	使用基準	ポリソルベート	1	
	カフェインレスコーヒー豆	使用基準	酢酸エチル	1	
タイ	果実加工品	使用基準	二酸化硫黄	3	4
	漬け物(野菜)	使用基準	安息香酸ナトリウム	1	
オーストラリア	ぶどう	使用基準	二酸化硫黄	3	3
北マケドニア	果実酒	使用基準	ソルビン酸	3	3
ドイツ	清涼飲料水	使用基準	二酸化硫黄	3	3
香港	健康食品	指定外添加物	ニコチンアミドホスホリボシルトランスフェラーゼ	3	3
マレーシア	清涼飲料水	使用基準	エステルガム	2	3
	ジャックフルーツ	指定外添加物	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム二水和物	1	
アルゼンチン	調味料	使用基準	ソルビン酸	2	2
インドネシア	菓子類	指定外添加物	TBHQ	1	2
	冷凍まぐろ(切り身)	指定外添加物	一酸化炭素	1	
エクアドル	えび	使用基準	二酸化硫黄	2	2
スペイン	清涼飲料水	使用基準	二酸化硫黄	1	2
	調味料	使用基準	二酸化硫黄	1	
トルコ	乾燥果実	使用基準	二酸化硫黄	1	2
	漬け物(野菜)	使用基準	ソルビン酸	1	
フランス	菓子類	指定外添加物	パテントブルーV	1	2
	チョコレート	指定外添加物	アゾルビン	1	
メキシコ	とうもろこし粉	指定外添加物	酸化亜鉛	2	2
アゼルバイジャン	乾燥果実	使用基準	ソルビン酸	1	1
インド	菓子類	指定外添加物	TBHQ	1	1
英国	魚介類卵加工品	指定外添加物	ホウ砂	1	1
オランダ	冷凍食品(魚類)	使用基準	ソルビン酸	1	1
ギリシャ	冷凍食品(魚類)	使用基準	ソルビン酸	1	1
チリ	清涼飲料水	使用基準	二酸化硫黄	1	1
バングラデシュ	菓子類	使用基準	二酸化硫黄	1	1
フィリピン	果実加工品	使用基準	二酸化硫黄	1	1
ペルー	えび	使用基準	二酸化硫黄	1	1
ポーランド	魚介類卵加工品	指定外添加物	ホウ酸	1	1
ラトビア	魚介類卵加工品	使用基準	ソルビン酸	1	1
レバノン	チョコレート	指定外添加物	アゾルビン	1	1
総計		(延数) ^{※1}	指定外添加物	41	111
			使用基準	70	
		(実数) ^{※2}	指定外添加物	41	107
			使用基準	68	

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数(2件は指定外添加物及び使用基準違反)

表8-⑤ 腐敗、変敗(異臭やカビの発生等)に係る違反状況(令和4年度)

国・地域	品目分類	件数	合計
タイ	米	19	19
米国	小麦	8	17
	米	7	
	大麦	1	
	とうもろこし	1	
カナダ	小麦	4	6
	菜種	2	
中国	米	3	4
	そば	1	
オーストラリア	米	1	1
ブラジル	大豆	1	1
総計			48

表8-⑥ 器具及び容器包装に係る規格違反状況(令和4年度)

国・地域	材質分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
中国	合成樹脂	蒸発残留物	19	26
		カプロラクタム	3	
		ホルムアルデヒド	2	
		鉛	1	
	ホウロウ引き	カドミウム	1	
インドネシア	ホウロウ引き	カドミウム	4	7
		鉛	3	
マレーシア	ゴム	亜鉛	4	5
		蒸発残留物	1	
米国	合成樹脂	亜鉛	1	3
		過マンガン酸カリウム消費量	1	
	ゴム	亜鉛	1	
インド	金属	鉛	1	2
	ゴム	亜鉛	1	
台湾	合成樹脂	蒸発残留物	2	2
韓国	合成樹脂	蒸発残留物	1	1
(延数) ^{※1}			46	
(実数) ^{※2}			41	

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-⑦ 残留動物用医薬品に係る規格違反状況(令和4年度)

国・地域	品目分類	違反内容			件数 ^{※1}
		基準値超過 (一律基準0.01ppm)	含有してはならない	検出されるもので あってはならない	
ベトナム	カエル		エンロフロキサシン(7)		22
				フラゾリドン(AOZとして)(7)	
	えび		エンロフロキサシン(5)		
			ドキシサイクリン(2)		
トゲウナギ		エンロフロキサシン(1)			
インド	えび			フラゾリドン(AOZとして) (11)	11
中国	スッポン		エンロフロキサシン(1)		2
			ドキシサイクリン(1)		
タイ	ライギョ		エンロフロキサシン(1)		1
総計				(延数) ^{※1}	36
				(実数) ^{※2}	28

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-⑧ その他の違反状況(令和4年度)

国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
中国	食品添加物	成分規格	5	9
	合成樹脂製おもちゃ	規格	2	
	乾燥きのこ	放射線照射	1	
	乾燥野菜	放射線照射	1	
米国	食品添加物	成分規格	3	5
	牛舌	衛生証明書の不添付	1	
	清涼飲料水	成分規格	1	
ベトナム	果実加工品	安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換え食品の検出	3	4
	食品添加物	成分規格	1	
スペイン	乾燥食肉製品	成分規格	3	3
ニュージーランド	アイスクリーム	製造基準	1	3
	原料用果汁	保存基準	1	
	ミネラルウォーター	成分規格	1	
フランス	乾燥食肉製品	成分規格	3	3
インド	食品添加物	成分規格	2	2
韓国	即席めん	成分規格	2	2
アイルランド	牛舌	衛生証明書の不添付	1	1
イタリア	ミネラルウォーター	成分規格	1	1
シンガポール	清涼飲料水	製造基準	1	1
ドイツ	清涼飲料水	製造基準	1	1
ハンガリー	ミネラルウォーター	成分規格	1	1
フィリピン	食品添加物	成分規格	1	1
総計			(延数) ^{※1}	37
			(実数) ^{※2}	36

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表9 海外情報に基づき行った主な監視強化(令和4年度)

強化月	対象国・地域	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
4月 3月	フランス	ナチュラルチーズ (リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ)	フランスにおいて、リステリア・モノサイトゲネスが検出されたナチュラルチーズの回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
5月	ベルギー	チョコレート (アフラトキシン汚染のおそれ)	ベルギーにおいて、アフラトキシンが高濃度に検出されたアーモンドを原料として使用したチョコレートの回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
5月	米国	ピーナッツバター (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	米国において、サルモネラ属菌に汚染されている可能性があるとしてピーナッツバターの自主回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
6月	スペイン	菓子 (スーダンブルーⅡ(指定外着色料)混入のおそれ)	スペインにおいて、スーダンブルーⅡ(指定外着色料)が混入している可能性があるとしてトウガラシ色素を原料として使用した菓子の自主回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
7月	ベルギー ドイツ	チョコレート (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	欧州において、ベルギー産チョコレートが原因と考えられるサルモネラの食中毒が複数件発生し、ベルギーの製造者及びドイツの販売者が自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。

表10 主な二国間協議及び現地調査(令和4年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
イラン産乳及び乳製品 (衛生証明書)	イラン政府との協議を踏まえ、乳及び乳製品の製造が我が国と同等以上の基準に基づき衛生的に行われていることを確認したことから、令和5年1月に衛生証明書の受入開始。	—
オーストリア産牛肉等 (BSE)	令和2年12月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、令和4年11月に現地調査を実施し、牛肉等の対日輸出認定予定施設等における対日輸出プログラム(月齢制限の見直し)の実施準備状況について確認した。	令和4年11月
カナダ産牛肉等 (BSE)	令和5年1月に現地調査を実施し、牛肉等の対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守状況されていることを確認した。併せて牛肉加工品の対日輸出認定予定施設において分別管理が徹底されていることを確認したことから、令和5年3月に牛肉加工品の輸入を解禁した。	令和5年1月
スペイン産牛肉等 (BSE)	令和3年2月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、令和4年10月に現地調査を実施し、牛肉等の対日輸出認定予定施設等における対日輸出プログラム(月齢制限の見直し)の実施準備状況について確認した。	令和4年10月
タイ産おくら、マンゴー (残留農薬)	平成25年11月から協議開始。タイ政府において残留農薬に係る対策が図られたことから、令和5年2～3月に現地調査を実施し、一部の輸出者に対する検査命令を免除とした。	令和5年2～3月
フィンランド産牛肉等 (BSE)	令和2年12月の食品安全委員会による食品健康影響評価、令和4年3月のオンライン調査を踏まえ、フィンランド政府との協議を行い、令和4年12月に牛肉等の輸入を解禁した。	—
ブラジル産牛肉等 (BSE)	令和元年10月の牛肉加工品の対日輸出認定予定施設に対する現地調査を踏まえ、ブラジル政府と協議を行い、令和5年3月に一部牛肉加工品の輸入を解禁した。	—
米国産牛肉等 (BSE)	令和4年12月に現地調査を実施し、牛肉等の対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	令和4年12月

表11 輸入前指導(輸入相談)実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
輸入相談実施件数	11,508	13,650	14,903	14,471	13,931
品目別輸入相談件数	20,736	22,629	23,781	23,297	22,579
品目別違反該当件数	384	627	523	517	340 ^{※1}

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

※1 延べ件数(検査項目別の件数)は459件

表12 輸入前指導(輸入相談)における条文別違反状況(令和4年度)

条文	違反該当件数 (件)	構成比 (%)	主な違反該当内容
第6条 (販売等を禁止される 食品及び添加物)	1(延数) 1(実数)	0.2%	シガテラ毒魚
第10条 (病肉等の 販売等の禁止)	6(延数) 6(実数)	1.3%	衛生証明書不添付
第12条 (添加物等の 販売等の制限)	186(延数) 140(実数)	40.5%	指定外添加物(L-システイン、TBHQ、アスパルターゼ、アゾルビン、イノシン酸カリウム、雲母ベース真珠様光沢色素、エチレンジアミン四酢酸鉄(Ⅲ)、カルボキシメチルセルロース、クエン酸マグネシウム、クエン酸亜鉛、グルコン酸マグネシウム、サイクラミン酸、酢酸カリウム、酢酸トコフェロール、酸化亜鉛、酸化鉄(Ⅲ)、スベルミジン、臭化水素酸、重石炭酸コリン、ゼアキサントニン、乳酸マグネシウム、パントテン酸、フィトナジオン、ピリドキサール5-リン酸、ピロリン酸三ナトリウム、フィセチン、フマル酸第一鉄、ブラウンHT、フリリアントブラック、ペンタン、ポリリン酸キナーゼ、マンガン、メタノール、メチルコバラミン、ヨウ素、ヨウ素化塩、ヨウ素酸カリウム、リンゴ酸水素ナトリウム、硫酸マンガン等)の使用
第13条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	264(延数) 215(実数)	57.5%	清涼飲料水へのソルビン酸カリウムの対象外使用、調味料、菓子類へのソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウムの対象外使用 清涼飲料水への安息香酸ナトリウムの過量使用 清涼飲料水の製造基準(殺菌条件)不適合
第18条 (器具又は容器包装の 基準及び規格)	2(延数) 2(実数)	0.4%	材質別規格不適合(亜鉛)、器具の原材料一般の規格不適合(電流を直接食品に通ずる装置を有する器具の電極に銀を使用)
総計	(延数) ^{※1} 459 (実数) ^{※2} 340		

※1 項目別の件数

※2 法の違反となる相談の品目件数

表13 輸入相談における違反状況(令和4年度)

国・地域	品目	違反該当内容	件数※	合計	
中国	健康食品	指定外添加物の使用	ニコチンアミドリボシドキナーゼ	2	61
			α -1,4-グルカングルコヒドラーゼ	1	
			アスパルターゼ	1	
			ニコチンアミドヌクレオシドキナーゼ	1	
			ポリリン酸キナーゼ	1	
			マテ茶抽出物	1	
			メタノール	1	
		添加物の対象外使用	アセトン	1	
			酢酸エチル	1	
			ステアロイル乳酸ナトリウム	1	
			硫酸亜鉛	1	
			硫酸銅	1	
		添加物の使用基準不適合	ヘキサシ	1	
	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	9	
			ナイシン	3	
	菓子類	指定外添加物の使用	雲母ベース真珠様光沢色素	7	
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	
			銅クロロフィル	1	
	糖類	添加物の対象外使用	ステアリン酸マグネシウム	6	
		指定外添加物の使用	サイクラミン酸	2	
		成分規格不適合	安全性未審査の添加物(ブシコースエピメラーゼ(<i>Bacillus subtilis</i> (枯草菌/バチルス)に <i>Arthrobacter gloviformis</i> のDNAを入れたもの)の使用	1	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	
		添加物の過量使用	スクラロース	1	
			安息香酸ナトリウム	1	
		指定外添加物の使用	サイクラミン酸	1	
	めん類	添加物の対象外使用	デヒドロ酢酸ナトリウム	1	
			ナイシン	1	
	合成樹脂製器具	器具・容器包装の規格不適合	材質別規格不適合(亜鉛)	1	
	加熱食肉製品	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	1	
	油脂類	指定外添加物の使用	TBHQ	1	
	果実加工品	指定外添加物の使用	サイクラミン酸	1	
	乳製品	添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	1	
冷凍食品(水産動物類)	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1		
その他野菜の加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1		
即席めん	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1		
豆類加工品	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1		
韓国	清涼飲料水	指定外添加物の使用	酸化亜鉛	6	42
		指定外添加物の使用	フマル酸第一鉄	3	
		指定外添加物の使用	メタケイ酸ナトリウム	1	
		製造基準不適合	製造基準不適合(殺菌工程の不足)	1	
			製造基準不適合(殺菌条件)	1	
	健康食品	指定外添加物の使用	酸化亜鉛	6	
			グリセロリン酸マグネシウム	1	
			硫酸マンガン	1	
		添加物の対象外使用	L-システイン塩酸塩	1	
			ピオチン	1	
			硫酸銅	1	

国・地域	品目	違反該当内容	件数※	合計		
韓国	調味料	添加物の対象外使用	パラオキシ安息香酸エチル	5	42	
			ソルビン酸カリウム	1		
	菓子類	指定外添加物の使用	酸化亜鉛	2		
			アミド化ベクテン	1		
			カルボキシメチルセルロース	1		
		製造基準不適合	製造基準不適合(殺菌工程の不足)	1		
	スナック菓子	添加物の過量使用	シリコーン樹脂	4		
	穀類加工品	添加物の対象外使用	二酸化ケイ素	2		
種実類加工品	指定外添加物の使用	メチルスルホキシド	1			
漬け物野菜	添加物の過量使用	サッカリンナトリウム	1			
イタリア	果実加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	14	40	
			安息香酸ナトリウム	14		
	ビスケット類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	4		
	キャンディー類	指定外添加物の使用	リンゴ酸水素ナトリウム	3		
	清涼飲料水	添加物の過量使用	ポリソルベート80	1		
			安息香酸ナトリウム	1		
		製造基準不適合	製造基準不適合(殺菌工程の不足)	1		
種実類加工品	添加物の対象外使用	銅クロロフィリンナトリウム	2			
米国	健康食品	指定外添加物の使用	メチルコバラミン	4	39	
			ペンタン	2		
			L-エルゴチオネイン	1		
			β-エクジステロン	1		
			クエン酸亜鉛	1		
			グリシン酸マグネシウム	1		
			グルコン酸マグネシウム	1		
			ジカフェインマレート	1		
			シトルリンリンゴ酸L	1		
			スペルミジン	1		
			セチルアスコルビン酸	1		
			パントテン酸	1		
			ピコリン酸クロム	1		
			ピコリン酸亜鉛	1		
			ヒドロキシプロピル-β-シクロデキストリン複合体	1		
			ピリドキサル5-リン酸	1		
			フィセチン	1		
			マンガン	1		
			ヨウ素化カリウム	1		
			酸化亜鉛	1		
			添加物の対象外使用	ヘキササン		4
			添加物の過量使用	スクラロース		1
				パントテン酸カルシウム		1
	塩化カルシウム	1				
器具・容器包装の規格不適合	器具・容器包装の規格不適合(電流を直接食品に通ずる装置を有する器具の電極に銀を使用)	1				
その他の食品	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	3			
スナック菓子	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	2			
キャンディー類	添加物の過量使用	プロピレングリコール	1			
穀類加工品	指定外添加物の使用	リン酸アルミニウムナトリウム	1			

国・地域	品目	違反該当内容	件数※	合計	
メキシコ	キャンディー類	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	5	33
			TBHQ	1	
		添加物の対象外使用	BHT	1	
			安息香酸ナトリウム	1	
	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	4	
			安息香酸ナトリウム	3	
	清涼飲料水	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	
			乳酸マグネシウム	3	
		添加物の対象外使用	メチルコバラミン	3	
	アルコール飲料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	
			安息香酸ナトリウム	3	
	スナック菓子	指定外添加物の使用	ソルビン酸カリウム	3	
安息香酸ナトリウム			3		
英国	穀類加工品	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	2	30
			TBHQ	1	
			L-メチル葉酸カルシウム	4	
			酸化亜鉛	4	
		添加物の対象外使用	ヨウ化カリウム	4	
			ゼアキサンチン	1	
	清涼飲料水	指定外添加物の使用	d- α -トコフェロール酢酸エステル	4	
			メナキノン抽出物	1	
			クエン酸亜鉛	1	
			クエン酸マグネシウム	1	
		製造基準不適合	ゼアキサンチン	1	
			セレンメチオニン	1	
	アルコール飲料	指定外添加物の使用	製造基準不適合(殺菌工程の不足)	1	
			製造基準不適合(殺菌条件)	1	
		添加物の過量使用	プロピレングリコール	1	
	スナック菓子	指定外添加物の使用	カルミン	2	
			ブリリアントブラック	1	
	タイ	菓子類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	
安息香酸ナトリウム				5	
ヨウ素化塩				2	
L-システイン				1	
健康食品		指定外添加物の使用	セレンアミノ酸キレート	1	
			亜鉛アミノ酸キレート	1	
			酢酸トコフェロール	1	
			ヘキサミン	1	
発酵茶		添加物の対象外使用	食用黄色5号	1	
			食用青色1号	1	
			食用赤色102号	1	
清涼飲料水		指定外添加物の使用	D-パンテノール	1	
			製造基準不適合	製造基準不適合(殺菌条件)	1
食品添加物		添加物の規格不適合	過酢酸製剤の規格不適合(1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸が含まれていない)	1	
スナック菓子		指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	
その他の畜産加工食品		指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	
その他の農産加工品		指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	

国・地域	品目	違反該当内容	件数※	合計	
ベトナム	清涼飲料水	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	6	25
			カルボキシメチルセルロース	2	
			ヨウ素	2	
		添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	2	
			製造基準不適合	製造基準不適合(殺菌条件)	
	チョコレート類	添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	4	
	菓子類	添加物の対象外使用	安息香酸	1	
			安息香酸ナトリウム	1	
	即席めん	指定外添加物の使用	カルボキシメチルセルロース	1	
		添加物の対象外使用	食用黄色4号	1	
調味料	添加物の過量使用	アセスルファミカリウム	1		
		微粒二酸化ケイ素	1		
ナチュラルチーズ	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	1		
台湾	冷凍えだまめ	製造、加工及び調理基準不適合	放射線照射	3	20
	その他の農産加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	3	
	菓子類	添加物の対象外使用	カンタキサンチン	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
	健康食品	指定外添加物の使用	リゾチーム塩酸塩	1	
		添加物の過量使用	グルタチオン	1	
	果実加工品	添加物の対象外使用	微粒二酸化ケイ素	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
	鶏卵製品・その他卵製品	添加物の対象外使用	硫酸銅	1	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	1	
	その他のゆり科野菜	残留農薬の過量残存	プロフェノホス	1	
	その他の食品	指定外添加物の使用	アゾルビン	1	
	チョコレート類	指定外添加物の使用	ビスグリシン酸鉄キレート	1	
	半発酵茶	残留農薬の過量残存	カルバリル	1	
冷凍食品(その他の農産加工品)	添加物の対象外使用	三酸化鉄	1		
レトルト食品	添加物の対象外使用	二酸化ケイ素	1		
マレーシア	清涼飲料水	指定外添加物の使用	ヨウ素酸カリウム	4	17
		添加物の対象外使用	炭酸水素カリウム	4	
	高級脂肪酸	添加物の規格不適合	ラウリン酸	3	
	めん類	指定外添加物の使用	ヨウ素	2	
			銅クロロフィリン錯体	1	
	スナック菓子	添加物の過量使用	BHA及びBHT	2	
豆類加工品	添加物の対象外使用	トコフェロール酢酸エステル	1		
インド	その他の食品	添加物の対象外使用	流動パラフィン	6	15
		指定外添加物の使用	酢酸カリウム	3	
	加熱食肉製品	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	2	
	香辛料	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	2	
	健康食品	添加物の過量使用	ケイ酸カルシウム	1	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
インドネシア	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	8	11
	スナック菓子	指定外添加物の使用	L-システイン	1	
			イノシン酸カリウム	1	
			ヨウ素化塩	1	

国・地域	品目	違反該当内容	件数※	合計	
オランダ	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	3	11
		添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	3	
	ビスケット類	指定外添加物の使用	カルミン	3	
	豆類加工品	添加物の対象外使用	三二酸化鉄	1	
		指定外添加物の使用	水酸化鉄	1	
フィリピン	糖類	添加物の過量使用	プロピレングリコール	4	11
	即席めん	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	2	
		添加物の対象外使用	食用黄色4号	1	
			食用黄色5号	1	
	アイスクリーム類	添加物の過量使用	ソルビン酸カリウム	1	
		添加物の過量使用	安息香酸ナトリウム	1	
スナック菓子	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1		
オーストラリア	乳製品	指定外添加物の使用	セレン酸ナトリウム	1	10
			フィトナジオン	1	
			ヨウ素酸カリウム	1	
			重酒石酸コリン	1	
			硫酸マンガン	1	
	その他の食品	添加物の対象外使用	ソルビン酸	3	
清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1		
	指定外添加物の使用	塩酸キニーネ	1		
スペイン	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	8
	ナチュラルチーズ	添加物の対象外使用	三二酸化鉄	1	
			酢酸ビニル樹脂	1	
	キャンディー類	指定外添加物の使用	カプリン酸マグネシウム	1	
	その他の農産加工品	添加物の過量使用	グルコン酸第一鉄	1	
	スナック菓子	添加物の対象外使用	ナタマイシン	1	
	油脂類	指定外添加物の使用	ナトリウムエトキシド	1	
トルコ	菓子類	添加物の対象外使用	ソルビン酸	5	6
	チョコレート類	添加物の対象外使用	ソルビン酸	1	
ブラジル	冷凍食品(果実加工品)	指定外添加物の使用	カルボキシメチルセルロース	2	5
	加熱食肉製品	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	1	
	レトルト食品	添加物の対象外使用	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	1	
	清涼飲料水	指定外添加物の使用	マグネシウムビスグリシネート	1	
カナダ	菓子類	添加物の対象外使用	BHT	1	3
			ソルビン酸カリウム	1	
			安息香酸ナトリウム	1	
スリランカ	乳製品	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	1	3
	魚類加工品(切り身)	シガテラ毒魚	オニカマス	1	
	清涼飲料水	指定外添加物の使用	カルボキシメチルセルロース	1	
ドイツ	清涼飲料水	製造基準不適合	製造基準不適合(殺菌条件)	2	3
		添加物の対象外使用	グルコン酸亜鉛	1	
リトアニア	スナック菓子	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	2	3
	アルコール飲料	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	
キプロス	清涼飲料水	製造基準不適合	製造基準不適合(殺菌条件)	1	2
		添加物の対象外使用	銅クロロフィリンナトリウム	1	
フィンランド	果実加工品	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	2	2
ベルギー	冷凍食品(穀類加工品)	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	2
	その他の農産加工品	指定外添加物の使用	酸化鉄(Ⅲ)	1	
香港	冷凍食品(その他食品)	添加物の対象外使用	食用黄色1号	2	2
レバノン	種実類加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	2
		添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	

国・地域	品目	違反該当内容		件数※	合計
イラン	プロセスチーズ	指定外添加物の使用	ポリリン酸カルシウムナトリウム	1	1
ギリシャ	健康食品	指定外添加物の使用	酢酸カリウム	1	1
シンガポール	スナック菓子	添加物の過量使用	BHA	1	1
スイス	調味料	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	1
スウェーデン	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	1
ニューージーランド	キャンディー類	指定外添加物の使用	ブラウンHT	1	1
バングラディッシュ	調味料	添加物の対象外使用	カンタキサンチン	1	1
ペルー	調味料	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	1
モルドバ	乾燥果実	添加物の過量使用	ソルビン酸	1	1
不明	健康食品	指定外添加物の使用	クロロホルム	1	14
			ジクロロメタン	1	
			テトラヒドロフラン	1	
			ナトリウムtert-ブトキシド	1	
			ナトリウムエトキシド	1	
			メタノール	1	
			臭化水素酸	1	
	添加物の対象外使用	酢酸エチル	1		
		銅クロロフィル	1		
	食品添加物	指定外添加物の使用	エチレンジアミン四酢酸鉄(Ⅲ)	1	
			酵母マンノプロテイン	1	
臭素化油			1		
清涼飲料水	添加物の過量使用	二酸化硫黄	1		
糖類	添加物の対象外使用	ソルビン酸	1		

※件数は、違反延べ件数

表14 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(令和4年度)

国・地域	品目	違反該当内容	件数
中国	乾燥なつめ	TBHQ	5
	生鮮未成熟えんどう	ジニコナゾール	
		プロピコナゾール	
	冷凍しいたけ	プロシミドン	
漬け物:塩漬け野菜	デヒドロ酢酸		
フィリピン	スナック菓子類	TBHQ	3
タイ	スナック菓子類	TBHQ	2
トルコ	いちじくジャム	安息香酸	2
	チョコレート類	ソルビン酸	
メキシコ	とうがらし調整品	安息香酸	2
		ソルビン酸	
総計			14

(参考)主な用語説明

用語	説明
アセスルファミカリウム	添加物(甘味料)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
アゾルビン	指定外添加物(着色料)
アフラトキシン	真菌類のうち、不完全菌類に属するかびであるAspergillus flavus及びAspergillus parasiticusによって産生されるかび毒 このうち、アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の4種の合計を総アフラトキシンとしている
イソプロカルブ(MIPC)	農薬(カーバメート系殺虫剤)
遺伝子組換え	他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術
イミダクロプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(オキサジアジン系殺虫剤)
エチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
エトフェンプロックス	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
グリホサート	農薬(アミノ酸系除草剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(合成抗菌剤)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルプロファミ	農薬(カーバメート系除草剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
サイクラミン酸	指定外添加物(甘味料)
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
シアン化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジエトフェンカルブ	農薬(N-フェニルカルバメート系殺菌剤)
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジノテフラン	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフルベンズロン	農薬(ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤)
シプロコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジメトモルフ	農薬(ケイ皮酸誘導体の殺菌剤)
臭素	農薬(殺虫剤)
スーダンブルーⅡ	指定外添加物(着色料)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
チアトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす。)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす。)
ディルドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
テトラコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)

用語	説明
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テブフェンピラド	農薬(ピラゾール環を有する殺虫剤)
デルタメトリン及びトラロメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ドキシサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系合成抗菌剤)
トリアジメノール	農薬(殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
トリシクラゾール	農薬(ベンゾチアゾール系除草剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤、漂白剤、保存料)
パクロブトラゾール	農薬(トリアゾール系成長調整剤)
バツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される)
ハロキシホップ	農薬(アリルオキシプロピオン酸エステル系除草剤)
ピリダベン	農薬(ピリダジノン骨格を有する殺虫剤)
ピリプロキシフェン	農薬(4-フェノキシフェノキシ構造を有する殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
フェナザキン	農薬(キナゾリン系殺虫剤・殺ダニ剤)
フェントエート	農薬(有機リン系殺虫剤)
ブピリメート	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
フラゾリドン(AOZとして)	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フルオピコリド	農薬(アシルピコリド系殺菌剤)
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フルシラゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロシミドン	農薬(ジカルボキシイミド系殺菌剤)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサクロロベンゼン(HCB)	農薬(有機塩素系殺虫剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
馬拉チオン(マラソン)	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタラキシル及びメフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
メピコートクロリド	農薬(ヘテロ系植物成長調整剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす。)
ルフェヌロン	農薬(ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤)
2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病
BHA(ブチルヒドロキシアニソール)	添加物(酸化防止剤)
BHT(ジブチルヒドロキシルエン)	添加物(酸化防止剤)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
TBHQ(tert-ブチルヒドロキノン)	指定外添加物(酸化防止剤)